平成２１年（フ）第８８号
香川県観音寺市柞田町丙1451番地１
債務者　安藤　慶太
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第６４１号
静岡県磐田市西貝塚806番地　フラットサンパティーク203、前住所静岡県磐田市堀之内1618番地１
債務者　関宮　好明
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３１１０号
名古屋市名東区大針３丁目100番地の５　アルカディアＶ　601号
債務者　小栗　英夫
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１１１号
名古屋市名東区大針３丁目100番地の５　アルカディアＶ　601号
債務者　小栗　啓子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４０７号
名古屋市緑区鴻仏目２丁目313番地　ラポール鴻仏目103号
債務者　古江　京子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４６７号
名古屋市昭和区山手通５丁目15番地の２　大西コーポ７号
債務者　中地　伸幸
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５１１号
愛知県東海市名和町寝覚200番地　寝覚ハイツ２－Ｃ
債務者　貞苅千代美（旧姓岡元）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６２５号
愛知県愛知郡長久手町喜婦嶽501番地　ロイヤルサンコーＢ―301号
債務者　大川真由美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７３３号
神戸市垂水区五色山４―22―22、住民票上の住所神戸市垂水区星陵台１丁目２番９号星陵台ハイツ203号
債務者　大西　久雄
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７４２号
神戸市兵庫区駅南通５丁目２番５―413号
債務者　藤本　秀人
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９５号
兵庫県姫路市大津区天満415番地　ローレルハイツ108
債務者　北山　義康
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６４１号
兵庫県姫路市砥堀147番地１市営砥堀東住宅１棟126号
債務者　鴨川いずみ（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７６４号
兵庫県姫路市白国５丁目１番17号　川畑荘12号隅田八重子方、従前の住所兵庫県姫路市夢前町菅生澗66番地２
債務者　寺本　慶子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８４７号
兵庫県姫路市飾磨区中野田２丁目98番地　野田中村コーポ204
債務者　逢坂　勝己
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８６３号
兵庫県加古川市平岡町山之上684番地の38城の宮第１住宅６Ａ―407号、従前の住所兵庫県加古川市野口町長砂1338番地の１
債務者　大迫　　學
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８７４号
兵庫県姫路市四郷町東阿保507番地79
債務者　亀田　正己
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８７８号
兵庫県加古川市尾上町養田424番地の10、従前の住所兵庫県加古川市尾上町養田1326番地の７
債務者　本田　敬一
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部